

# レポート・論文の盗用等不正行為への注意

2015年7月3日

経営学部

大学でレポートや論文を書こうとする場合、誰もが絶対に守らなければならない一定のルールがあります。ルールが守られていない場合には不正行為となりますので、経営学部の学生諸君は、以下の点によく注意をしてレポートや論文を作成するようにしてください。

## 1. 作成のルール

レポート・論文を作成する際に、他人の文章や資料等を参考にすることは当然必要なことです。しかし、自分の考えと他人の考えは、文章の中で読み手が区別できるように示さなければなりません。他人の文章や資料等を用いる（引用する）ときには、以下のルールに従って、その文章や資料等が掲載されている書籍・雑誌・新聞・Webサイト等を特定できる情報（出典）を示してください。

- 他人の文章を一字一句変えずに、そのまま引用（直接引用）した箇所は、前後を鍵括弧・引用符で囲み、なおかつ、注を付けるか、本文中の括弧書きにより出典を示します。
- 他人の文章を要約または自分の言葉で言い換えながら引用（間接引用）した箇所は、前後を鍵括弧・引用符で囲まずに、注を付けるか、本文中の括弧書きにより出典を示します。
- 他人の資料等（図表やデータ）を用いた箇所には、その下に資料等の出典を示します。

## 2. 盗用等不正行為の例

### (1) 盗用

自分で作成したレポート・論文であっても、引用についての以上のルールが守られてない場合、盗用行為とみなされてしまいます。たとえば、次のような行為は、盗用とみなされます。また、これに類似した行為や盗用を助ける行為（レポート等のひな形を作成して他人に見せること等）も同様です。

- 活字媒体（書籍・雑誌・新聞等）や Web サイト等に掲載された他人の文章（無署名であっても）や資料等を出典を示さずにそのまま使い、あるいは前後関係や語句を若干変更した程度でレポート・論文を作成すること。
- 直接引用または間接引用をしたすべての箇所とそれぞれの出典を具体的に示さず、レポート・論文の最後に「○○参照」などと簡単に触れるにとどめること。
- 他人が作成した文章をあたかも自分が作成したかのごとくみせかけて、あるいは前後関係や語句を若干変更してレポート・論文を作成すること。

### (2) 改ざん

レポート・論文を作成する際に、主張の根拠となる資料等（図表やデータ）や調査結果（インタビュー記録等）を故意に書き換えて使用してはなりません。

### (3) ねつ造

レポート・論文を作成する際に、実際には存在しない資料等（図表やデータ）や調査結果（インタビュー記録等）があたかも存在するかのように偽ってはなりません。

定期試験に代えて実施されるレポートや論文の場合、上記のような盗用等の不正行為あるいはそれを助ける行為が明らかであれば、定期試験での不正行為（カンニング）と同様の処分（その科目のみならず当該期の全登録科目の不合格や停学処分等）の対象となることがあります。

以上